

**第 2 期**  
**米原市子ども・子育て支援事業計画**  
**(骨子案)**

**令和元年 6 月 3 日時点**  
**滋 賀 県 米 原 市**

ご あ い さ つ

(市長挨拶が入ります。)

# 目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
第2章 米原市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 統計データから見る子どもを取り巻く状況	4
2 幼児期の教育保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	10
3 アンケート結果から見た子どもを取り巻く状況	16
4 課題のまとめ	23
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	26
2 基本目標	26
3 施策の体系（案）	29
第4章 総合的な施策の展開	30
1 子どもを生み育てることが楽しく感じられるまち	30
2 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち	30
3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち	30
4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち	30
5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち	30
第5章 量の見込みと提供体制	30
1 教育・保育提供区域	30
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	30
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	30
第6章 計画の推進	30
1 計画の点検・評価	30
2 子ども・子育て審議会	30
3 関係機関との連携	30
資料編	30

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、平成31年2月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成27年3月に「米原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「夢育み 笑顔あふれる米原市～子どもとともに光るまち～」を子ども・子育てビジョンとし、家庭、地域、学校、企業、行政などがつながりを深め、地域社会全体で子育て・支援を支援し、子育て世代が子育てに喜びを感じることでできるまちづくりを推進してきました。『第2期米原市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という。）は、近年の社会潮流や米原市（以下、「本市」という。）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である「米原市子ども・子育て支援事業計画」

（以下、「前回計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

## 2 計画の性格と位置付け

### (1) 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みに捉われない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「米原市次世代育成支援行動計画」および「米原市幼保一元化推進プラン」を引き継ぐ側面も併せ持つ計画として策定します。

#### 【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

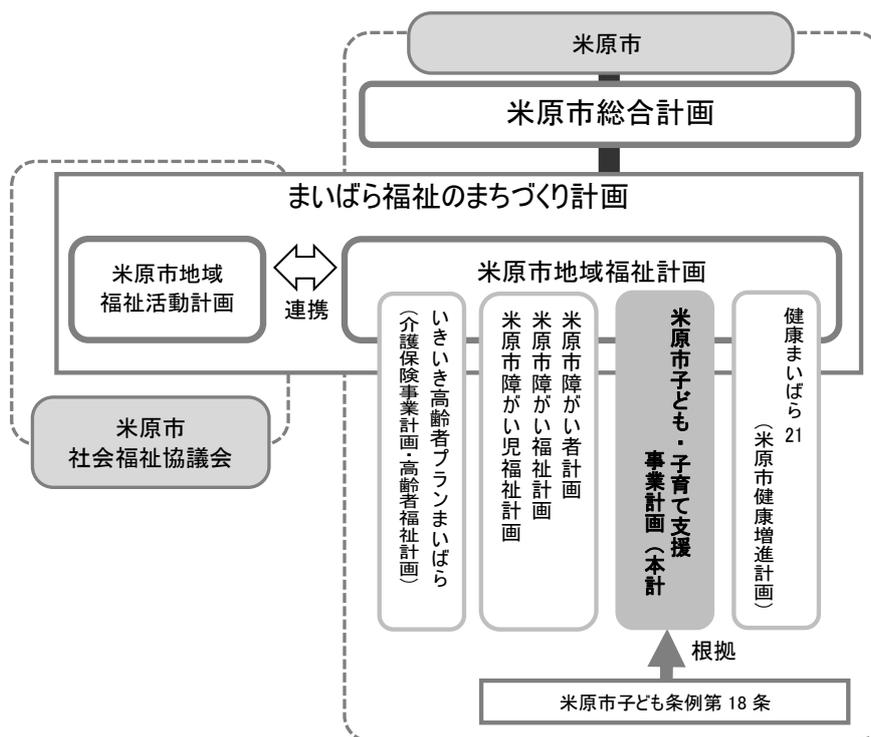
### (2) 関連計画における位置づけ

本計画は、「米原市総合計画」「まいばら福祉のまちづくり計画」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画です。

また、子どもたちの育ちと子育てを社会全体で支援することを基本としつつ、子育て・子育て支援施策を中心として少子化対策、定住促進、地域振興などまちづくりを進めるための基礎となる推進計画として位置付けるものです。

さらに、本計画は、米原市子ども条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）第 18 条に定められた「基本計画」としても位置付けるものです。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画や本市の関連個別計画と整合性のとれた計画として策定するものです。



### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育て支援を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
	第1期	第2期米原市子ども・子育て支援事業計画							
						見直し	第3期計画		

### 5 計画の策定体制

#### (1) 米原市子ども・子育て審議会の設置

本計画の策定に当たっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「米原市子ども・子育て審議会」を設置し、委員の皆さんから本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、米原市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもと小学生児童の保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

#### (3) パブリックコメントの実施

市民の皆さんから計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを令和●年●月●日から●月●日に実施しました。

# 第2章 米原市の子ども・子育てを取り巻く状況

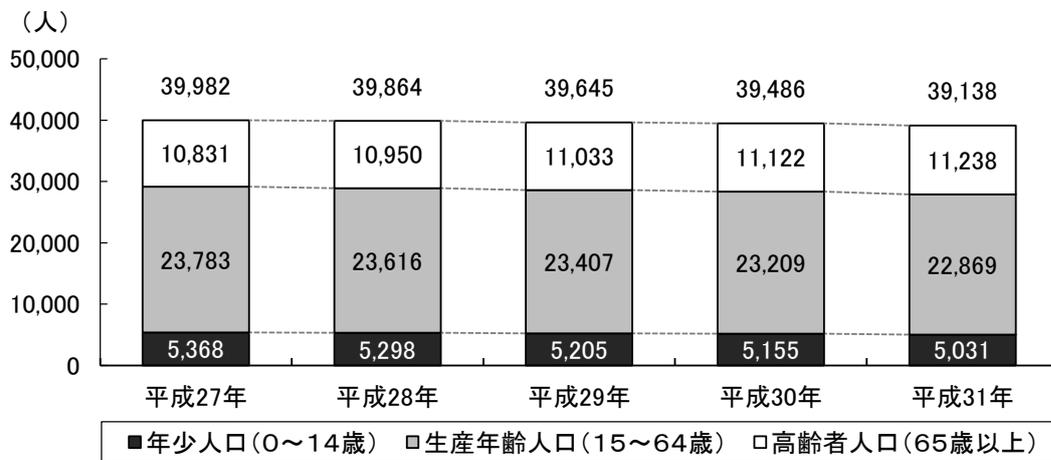
## 1 統計データから見る子どもを取り巻く状況

### (1) 年齢3区分別の人口推移・推計

本市の総人口は平成27年以降減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は大きく増加しています。

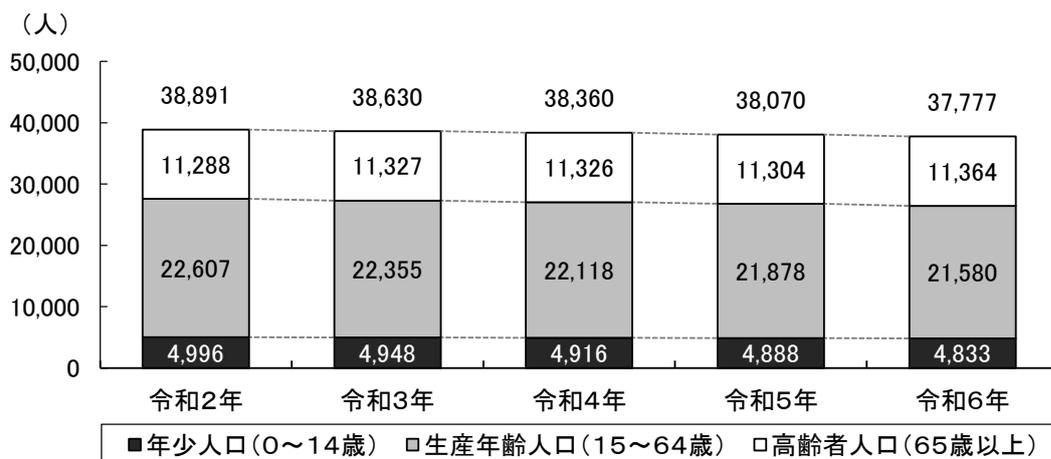
推計についても同様に、年少人口と生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向がそれぞれ予測されます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳

■年齢3区分別人口の推計

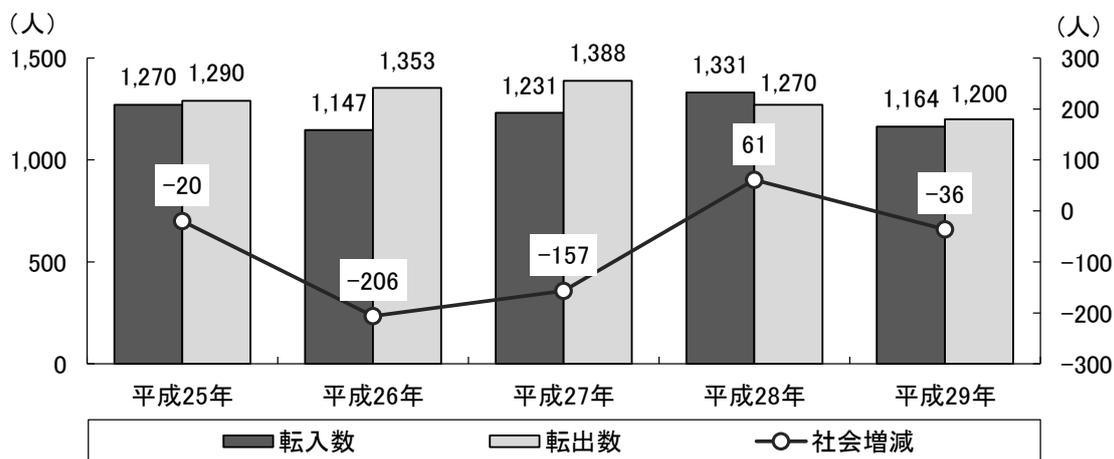


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

## (2) 社会動態

転入数は年によって増減を繰り返しており、転出数は平成25年から平成27年にかけて増加傾向にあり、その後減少に転じています。社会増減は、平成28年を除いて転出が転入を上回っています。

### ■社会動態の推移

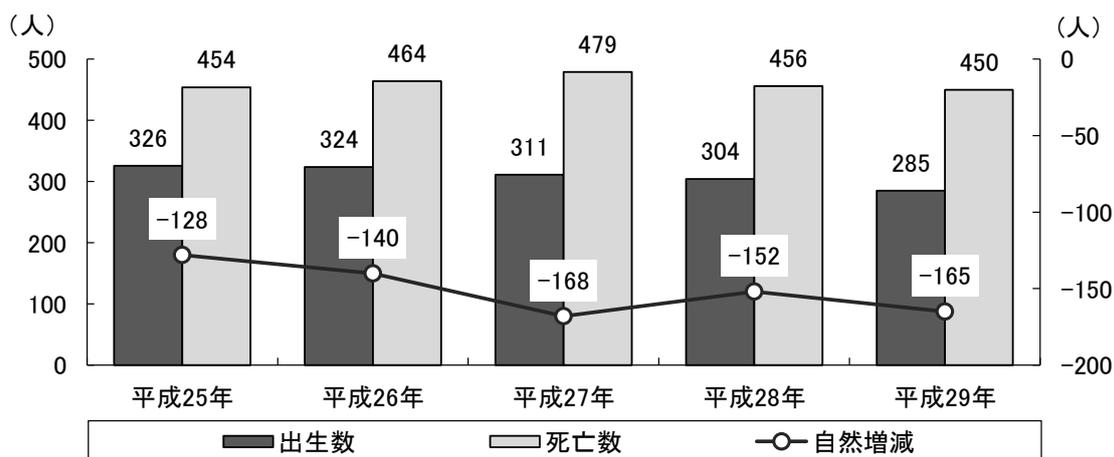


資料：滋賀県推計人口年報

## (3) 自然動態

出生数は減少傾向にあります。死亡数は平成25年から平成27年にかけて増加傾向にあり、その後減少に転じています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

### ■自然動態の推移

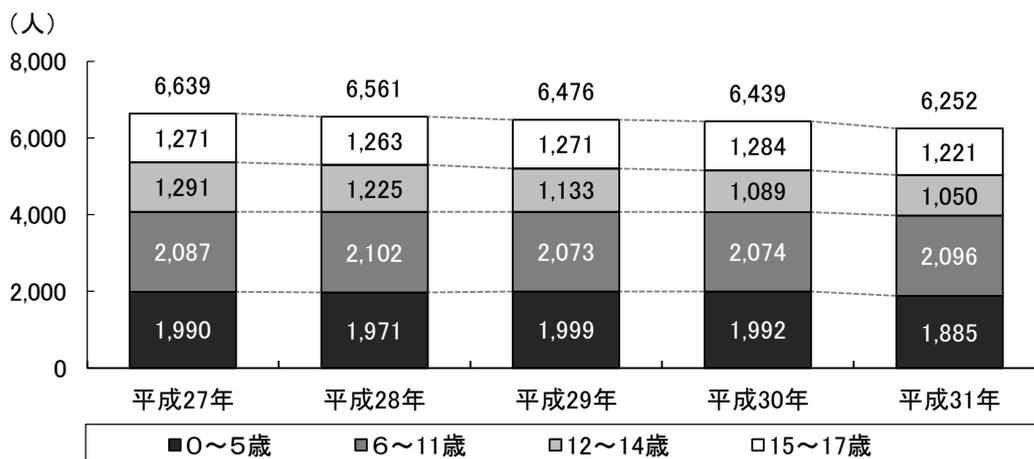


資料：滋賀県推計人口年報

#### (4) 子どもの人口推移・推計

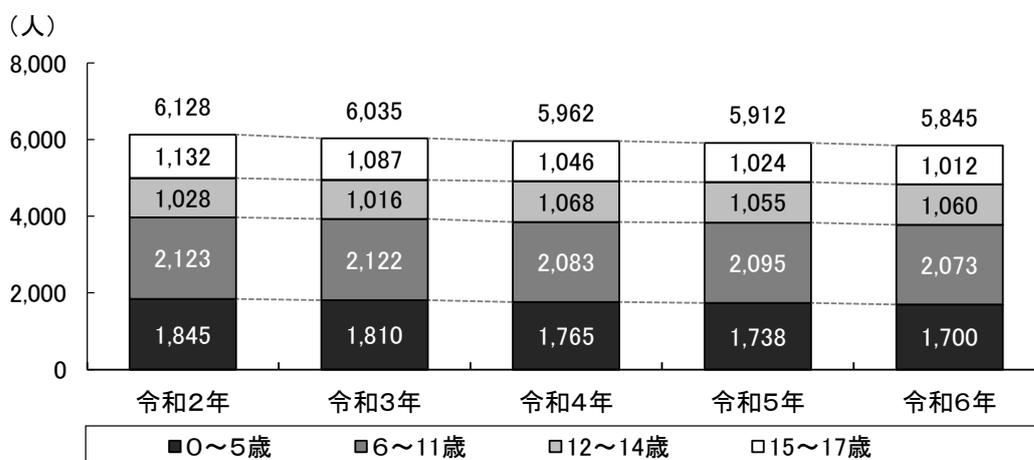
18歳未満の子どもの人口は、6～11歳を除き減少傾向にあります。6～11歳は横ばいで推移しています。推計については、令和2年以降各階層で減少傾向が予測されます。

##### ■子どもの人口推移



資料：住民基本台帳

##### ■子どもの人口推計

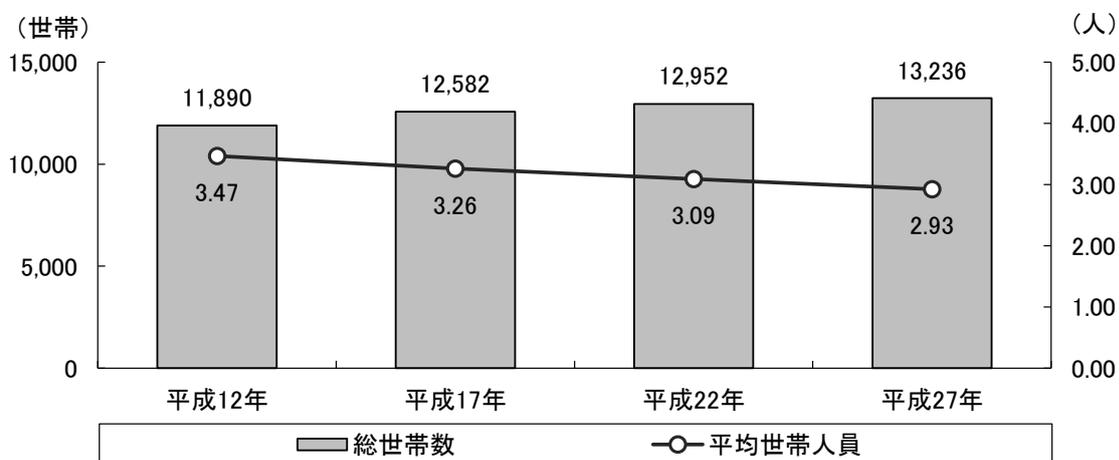


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

## (5) 総世帯数及び平均世帯人員の推移

本市の総世帯数は増加で推移していますが、1世帯あたり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成27年で2.93人となっています。

### ■ 総世帯数及び平均世帯人員の推移

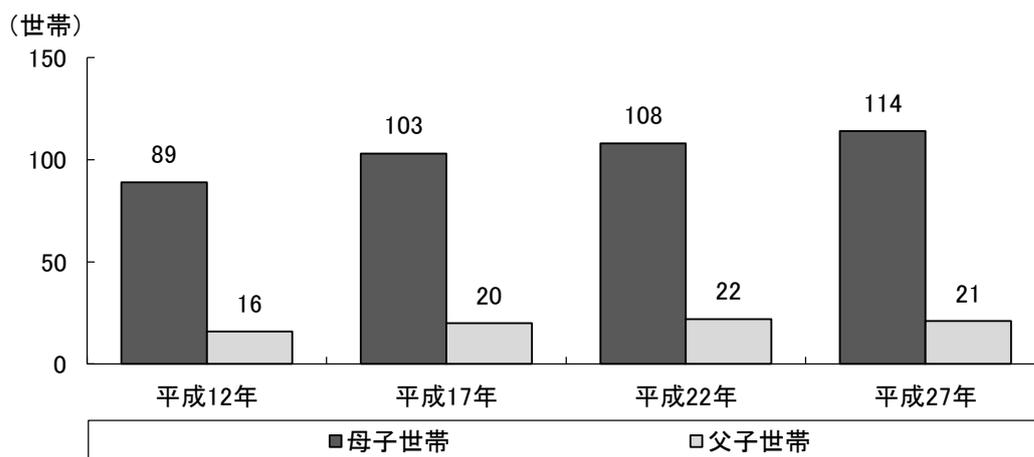


資料：国勢調査

## (6) 母子世帯及び父子世帯の推移

母子世帯は平成12年以降増加しており、平成27年で114世帯となっています。父子世帯については、平成17年以降、20世帯以上で推移しています。

### ■ 母子世帯及び父子世帯の推移



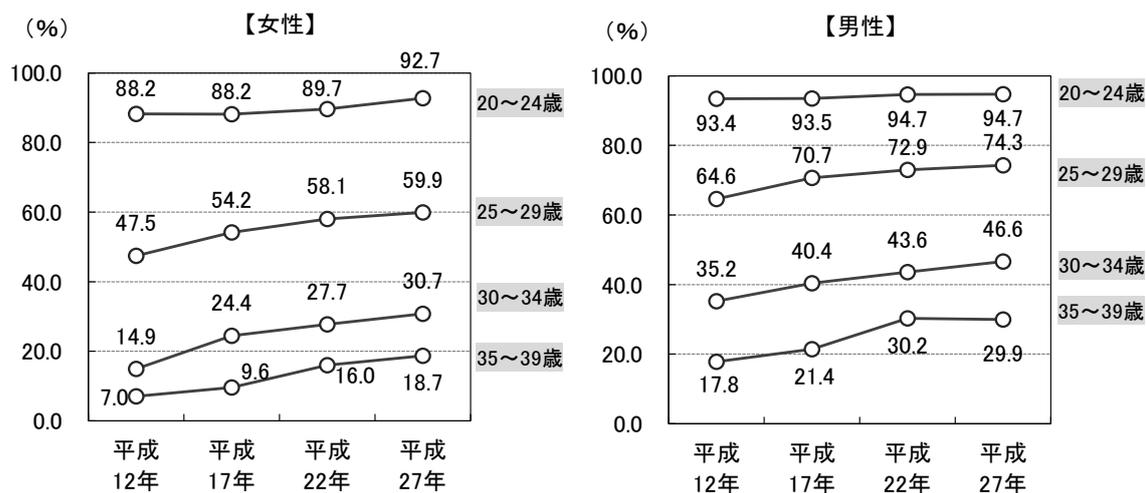
資料：国勢調査

## (7) 未婚率の推移

女性の未婚率はいずれの年代においても上昇傾向にあり、特に20歳代後半から30歳代が上昇しています。

男性の未婚率は20歳代前半では概ね横ばいで推移し、その他の年代ではいずれも上昇しています。また、平成17年から平成22年にかけて、30歳代後半で大きく上昇しています。

■未婚率の推移（男女別・年齢階層別）



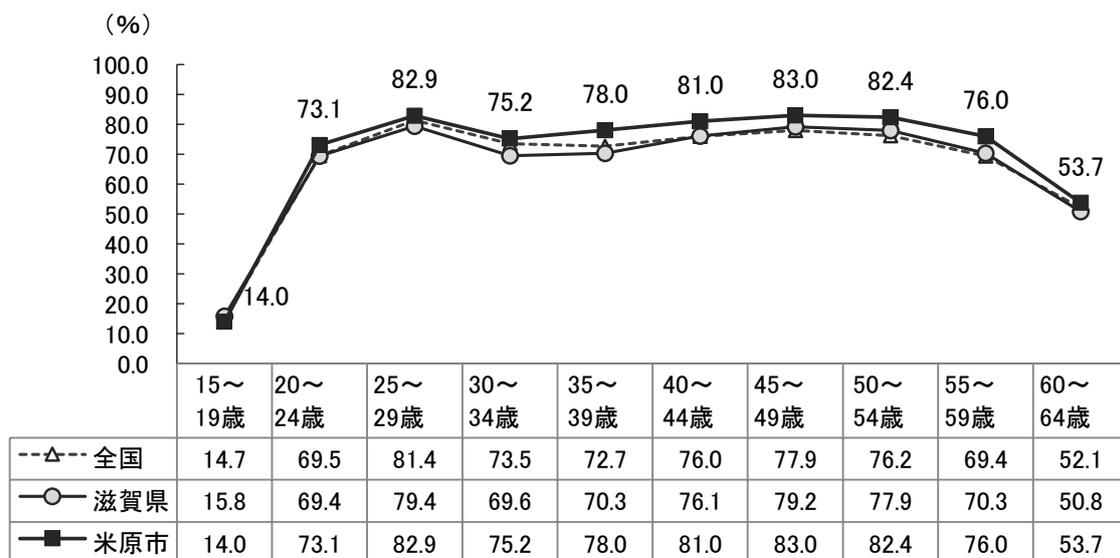
資料：国勢調査

## (8) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が低下するM字型となっているものの、緩やかな曲線となっています。全国・県と比較すると、本市は20歳以降の階層において労働力率が高い水準となっています。

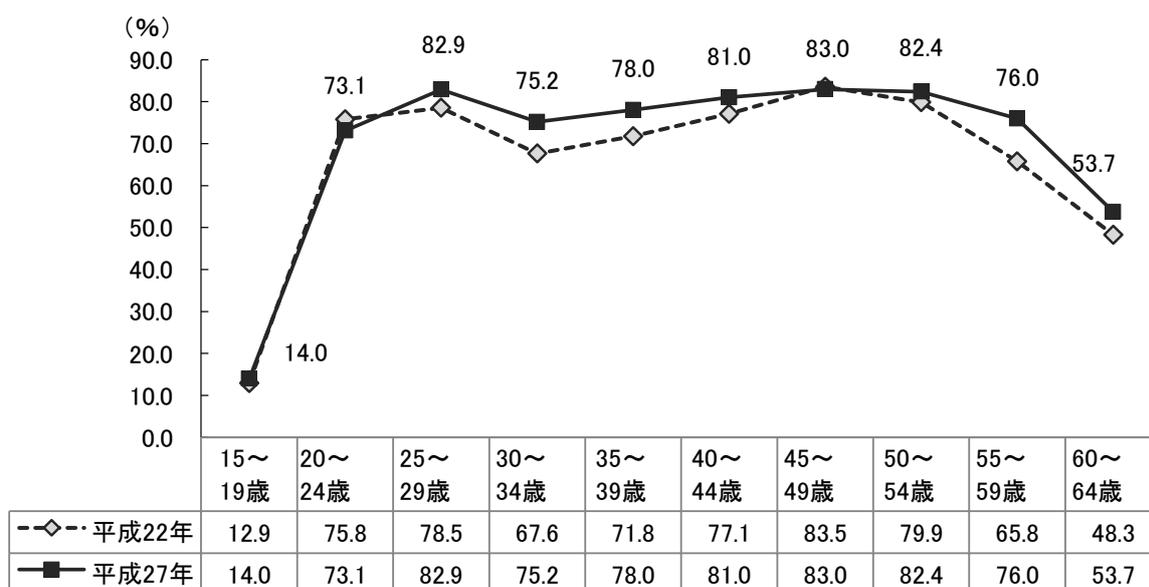
本市における平成17年と平成22年の女性の労働力率を比較すると、20～24歳、45～49歳を除く年代で労働力率が上昇しています。

■女性の年齢階層別労働力率（全国・滋賀県・米原市の比較）



資料：国勢調査

■本市における女性の年齢階層別労働力率比較



資料：国勢調査

## 2 幼児期の教育保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

### (1) 幼児期の教育保育の提供状況

#### ① 1号認定（2号認定の教育希望を含む）

1号認定の幼稚園・認定こども園短時部での受け入れについては、平成27年度以降、見込み量を下回っています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	382	376	383	297	
確保の内容	人	490	505	526	385	
実績	人	355	319	325		

#### ② 2号認定

2号認定の保育所・認定こども園長時部での受け入れについては、平成27年度以降見込みを大きく上回っていますが、公立施設における幼保連携型認定こども園への意向を進めることで対応を図っています。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	565	556	567	722	
確保の内容	人	663	650	655	722	
実績	人	655	675	710		

#### ③ 3号認定（0歳）

3号認定（0歳）の保育所・認定こども園長時部での受け入れについては、平成27年度以降増加しています。平成28年度以降は見込みを上回っており、利用定員の弾力化等で対応を図っていますが、平成29年度では、年度途中で待機児童が発生している状況です。

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	85	79	78	32	
確保の内容	人	71	71	73	82	
実績	人	81	82	84		

#### ④ 3号認定（1～2歳）

3号認定（1～2歳）の保育所・認定こども園長時部での受け入れについては、平成27年度以降増加しており、平成29年度で見込みを上回っています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	337	322	318	340	
確保の内容	人	286	289	291	340	
実績	人	313	318	341		

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

#### ① 利用者支援に関する事業

利用者支援に関する事業は、平成29年に米原げんきステーション内に母子保健型の子育て世代包括支援センターと基本型の支援センターを開設しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (必要利用定員総数)	か所	1	1	1	2	
確保方策	か所	0	1	1	2	
実績	か所	0	0	2		

#### ② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、4地域の地域子育て支援センターがあり、平成27年度以降見込みを大きく上回っています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(利用者数)	人日	4,227	4,069	4,030	14,000	
確保方策	か所	4	4	4	4	
実績(利用者数)	人日	13,290	14,979	12,043		
実績(開設数)		4	4	4		

### ③ 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、利用者数は年によって増減があります。平成 29 年度は 1 人当たりの健診回数が微増し、12 回となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(利用者数)	件	4,186	4,116	4,088	4,060	
量の見込み (1人当たりの健診回数)	回	14	14	14		
実績(利用者数)	件	3,511	3,311	3,515		
実績 (1人当たりの健診回数)	回	11.5	11.5	12		

### ④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、利用者数は年によって増減があります。訪問率は 97%前後で推移しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(利用者数)	件	299	294	292	290	
量の見込み(訪問率)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	
実績(利用者数)	件	301	281	304		
実績(訪問率)	%	96.8	98.6	96.5		

### ⑤ 養育支援訪問事業等

養育支援訪問事業等については、訪問世帯数は年によって増減があります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(訪問世帯数)	件	30	30	30	30	
確保方策	件	30	30	30		
実績(訪問世帯数)	件	8	17	10		
実績(延訪問回数)	回	64	35	36		

## ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）については、平成 27 年以降会員数が増加しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	40	46	44	240	
確保方策	人日	10	20	30		
実績（援助回数）	人日	29	227	162		
実績（会員数）	人	79	109	137		

## ⑦ 一時預かり事業

### ■幼稚園における一時預かり（1号認定による利用）

幼稚園における一時預かり（1号認定による利用）については、3か所で実施しており、年間の延べ利用日数は年によって増減しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	400	390	400	400	
確保方策	人日	200	250	300	350	
	か所	3	3	3	5	
実績	人日	144	41	63		
	か所	3	3	3		

### ■幼稚園以外における一時預かり

幼稚園以外における一時預かりについては、一時保育は年によって増減しており、ファミリー・サポート・センターは増加傾向にあります。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（一時保育、ファミリー・サポート・センター）	人日	1,170	1,140	1,140	1,140	
確保方策	一時保育	人日	700	750	800	850
	ファミリー・サポート・センター	人日	50	100	150	200
実績	一時保育	人日	560	624	605	
	ファミリー・サポート・センター	人日	11	62	111	
	計	人日	571	686	716	

## ⑧ 時間外保育事業

時間外保育事業については、平成 29 年に 10 か所の整備を予定していましたが、朝、夕の人材確保等が課題となり、7 か所での実施となっています。利用人数については、見込みを下回って推移しています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人	344	335	337	335	
確保方策	人	100	150	250	300	
	か所	6	6	10	9	
実績	人	120	269	126		
	か所	6	6	7		

## ⑨ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、平成 28 年以降増加していますが、見込みを大きく下回っており、事業の周知等が課題となっています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	人日	2,432	2,369	2,381	2,364	
確保 方策	病児・病後児対応型	人日	200	1,500	1,500	500
	体調不良児対応型	人日	-	-	-	1,000
実績	病児・病後児対応型	人日	0	308	332	
	体調不良児対応型	人日	-	-	670	

### ⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成 27 年以降見込みを大きく上回っています。長期休業中の利用者の増加に対応するため、学校や公民館等の空き施設を活用し、希望者全員を受けいれています。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	人	338	351	347	546	
	高学年	人	188	181	174	325	
	計	人	526	532	521	871	
確保方策	登録児童数	人	500	500	520	871	
	施設数	か所	9	9	9	9	
実績	低学年	人	389	491	546		
	高学年	人	191	208	325		
	計	人	580	699	871		
	実施箇所数	か所	9	9	9		

### ⑪ 実費徴収に係る補足給付事業

実費徴収に係る補足給付事業については、平成 28 年度に実施要綱を作成し、事業に取り組んでいますが、平成 29 年度は対象となる世帯がなかったため、実績がありません。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	件	-	-	-	1	
確保方策	件	-	-	-	1	
実績	件	-	-	0		

### 3 アンケート結果から見た子どもを取り巻く状況

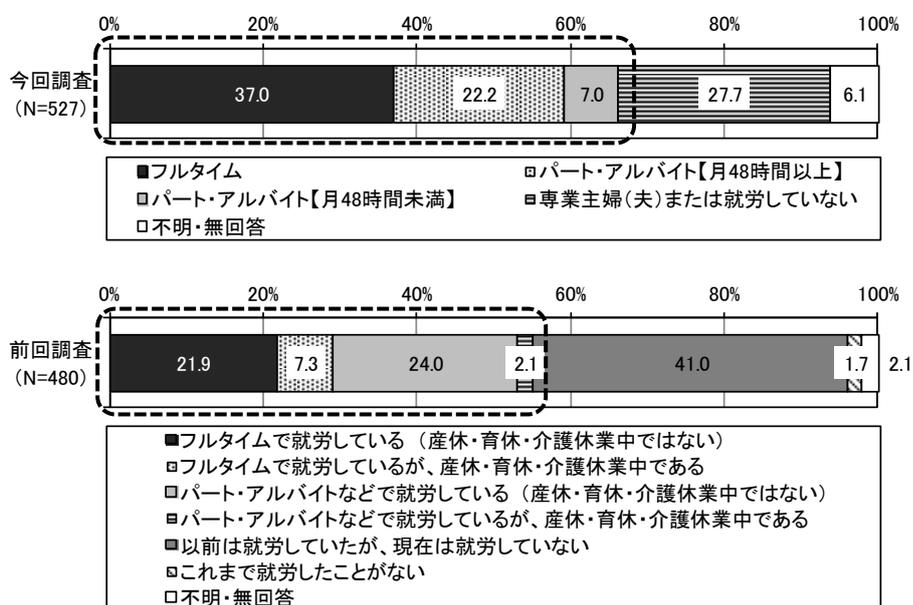
#### (1) 母親の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童では「フルタイム」が37.0%と最も高く、次いで「専業主婦（夫）または就労していない」が27.7%となっています。

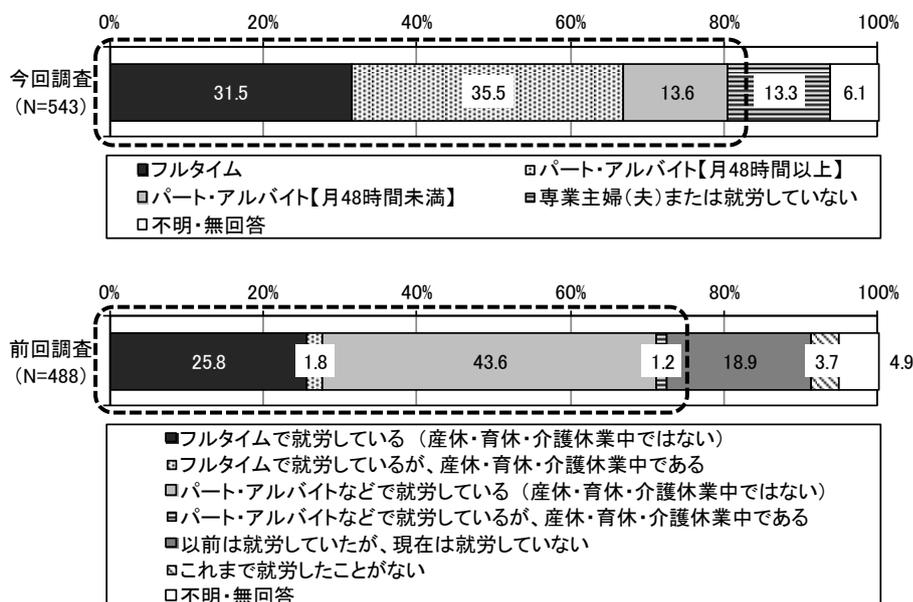
小学生では、「パート・アルバイト【月48時間以上】」が35.5%と最も高く、次いで「フルタイム」が31.5%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、小学生ともにフルタイムまたはパートタイムで就労している人の割合が増加しています。

#### ■就学前児童



#### ■小学生

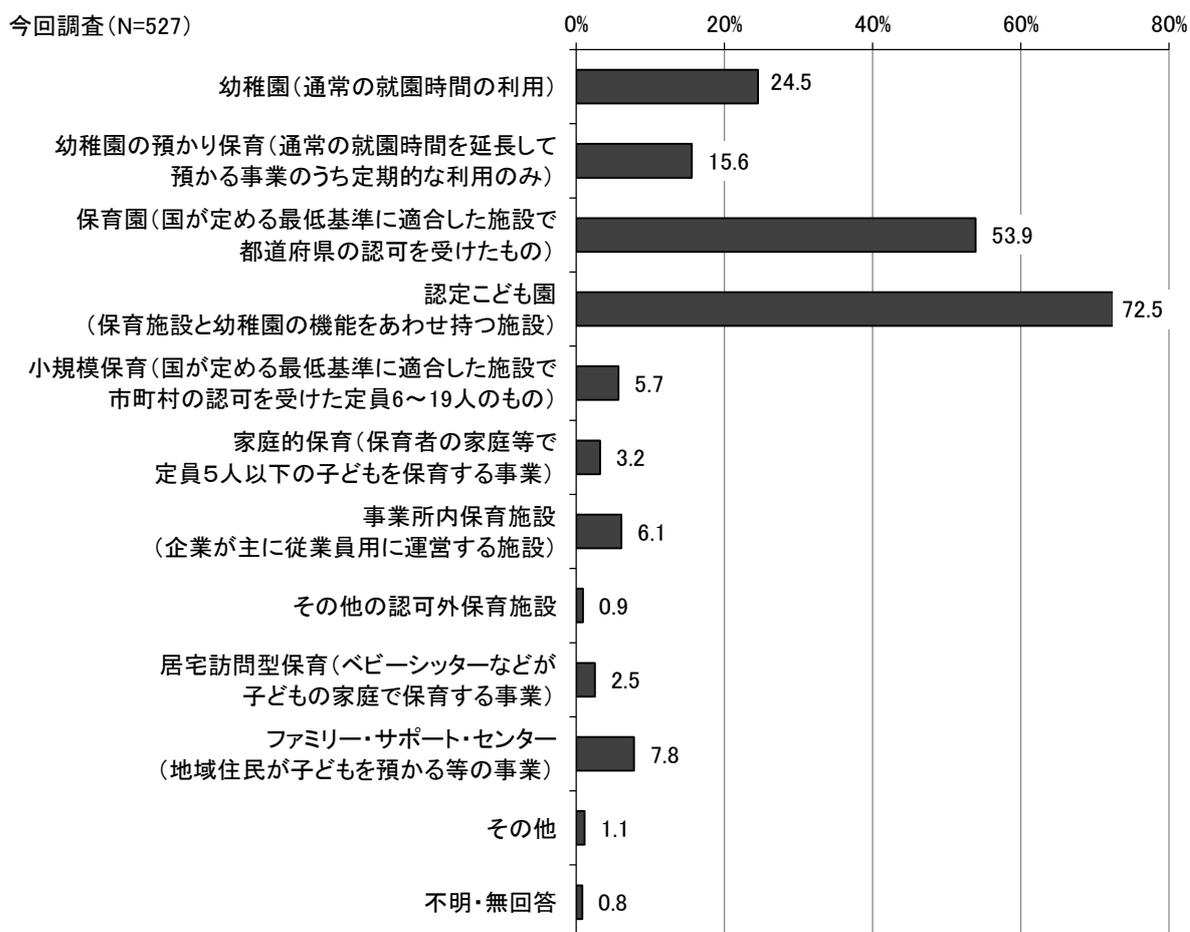


## (2) 定期的な幼稚園・保育所・認定こども園等の利用希望について

### ① 平日の定期的な幼稚園・保育所・認定こども園等の利用希望

現在の利用状況にかかわらず、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園（保育施設と幼稚園の機能をあわせ持つ施設）」が72.5%と最も高く、次いで「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けたもの）」が53.9%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が24.5%となっています。

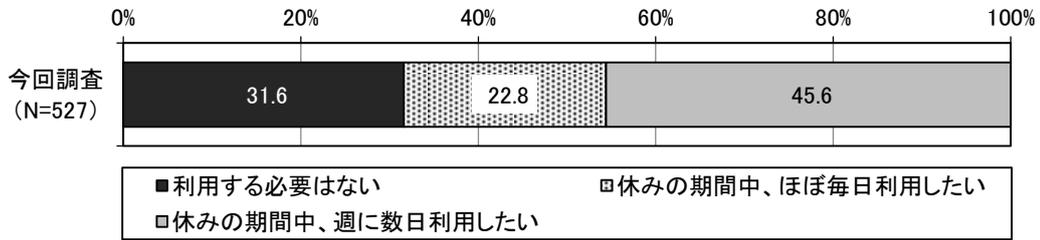
#### ■ 就学前児童



## ② 幼稚園が長期休園中の教育・保育事業の利用希望

長期休暇中の教育・保育事業の利用については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が45.6%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が31.6%となっています。

### ■就学前児童



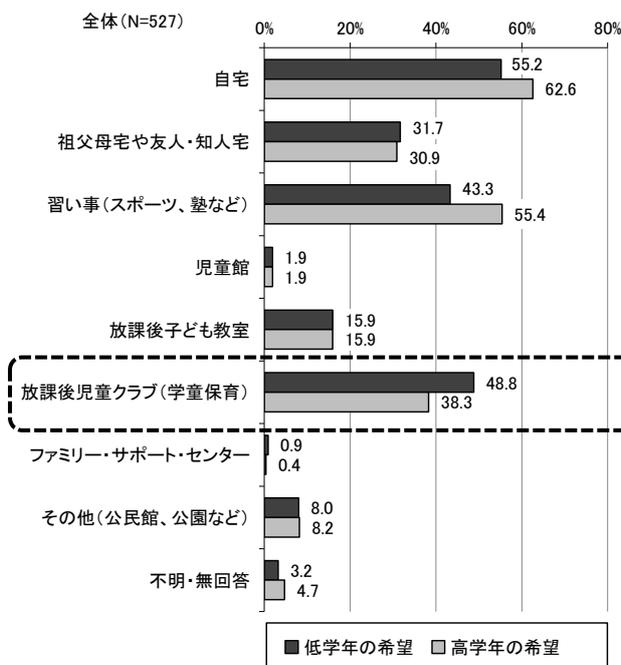
## (3) 放課後の過ごし方について

### ① 放課後の過ごし方の希望について

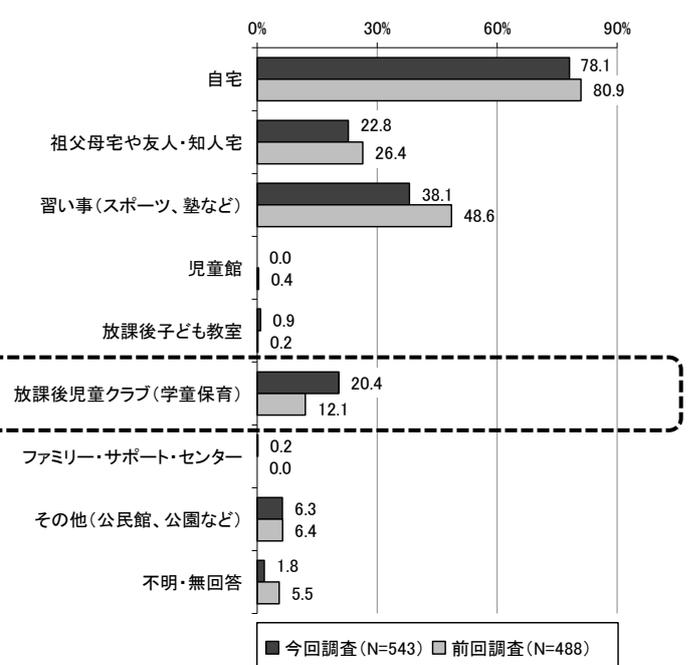
就学前児童が小学校へ入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所については、低学年の間は、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が高くなっています。高学年の間は、「自宅」に次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が高くなっています。

小学生では、「自宅」に次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が高くなっていますが、前回調査と比較すると、「習い事（スポーツ、塾など）」が9.6ポイント低く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が8.3ポイント高くなっています。

### ■就学前児童



### ■小学生

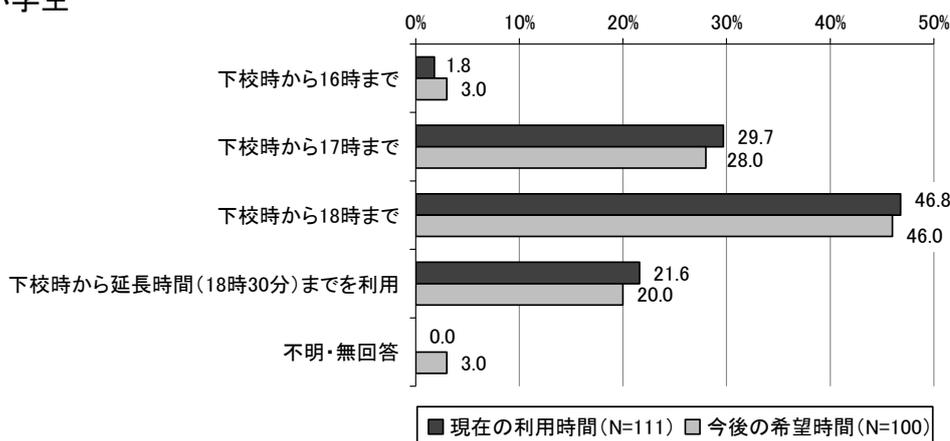


## ② 放課後児童クラブ（学童保育）の利用時間

現在、放課後児童クラブ（学童保育）で過ごしている平日の利用時間については、「下校時から18時まで」が46.8%と最も高く、次いで「下校時から17時まで」が29.7%となっています。

今後、放課後児童クラブ（学童保育）で過ごさせたい平日の利用時間については、「下校時から18時まで」が46.0%と最も高く、次いで「下校時から17時まで」が28.0%となっており、現在の利用状況と同様の傾向にあります。

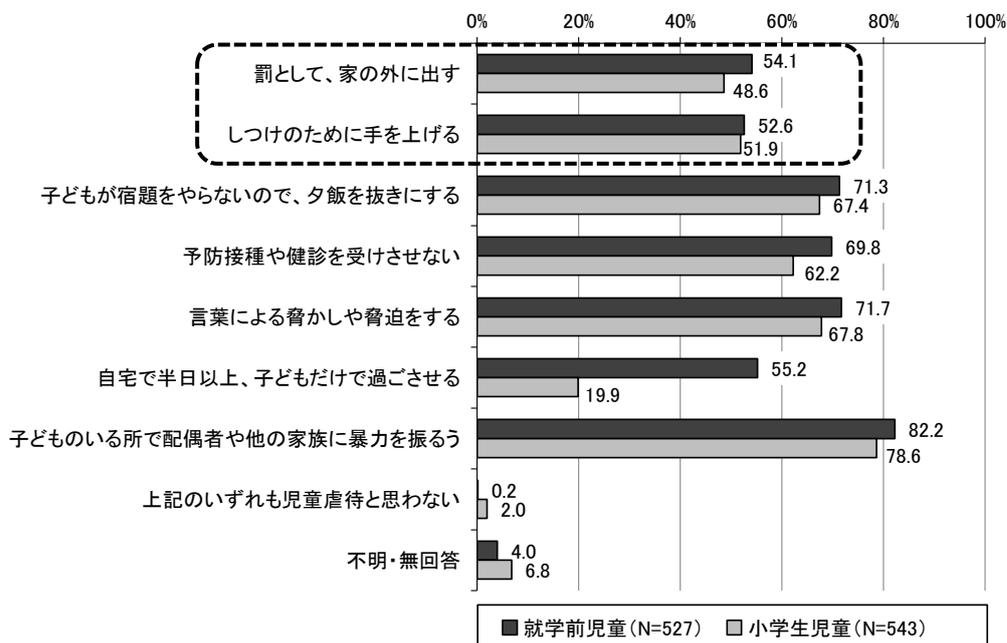
### ■小学生



## (4) 虐待や子育て不安について

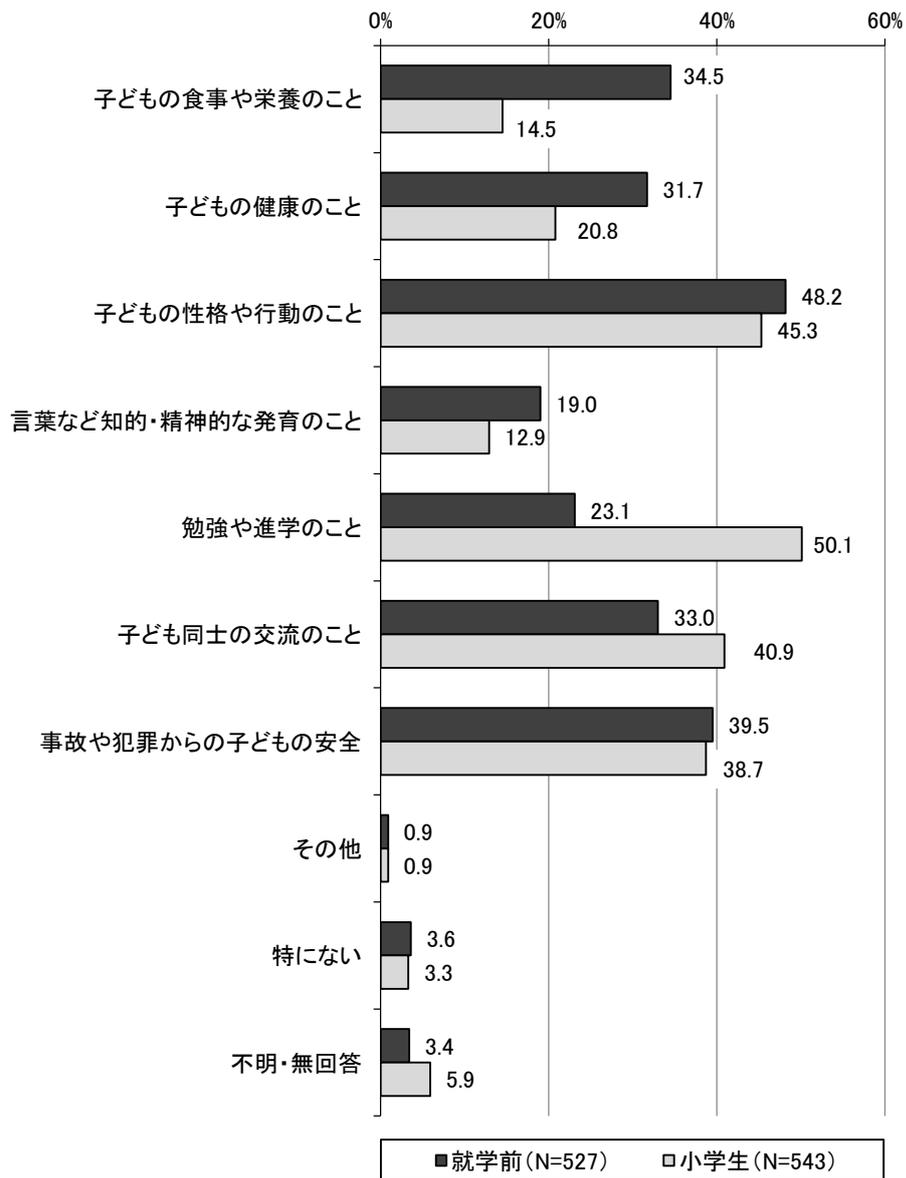
### ① 児童虐待だと感じるもの

児童虐待だと感じるものについては、就学前児童、小学生ともに「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が最も高く、次いで「言葉による脅かしや脅迫をする」となっています。また、就学前児童、小学生ともに「しつけのために手を上げる」「罰として、家の外に出す」を選択した方は半数程度に留まっています。



## ② 子育ての不安や悩み（子どものこと）

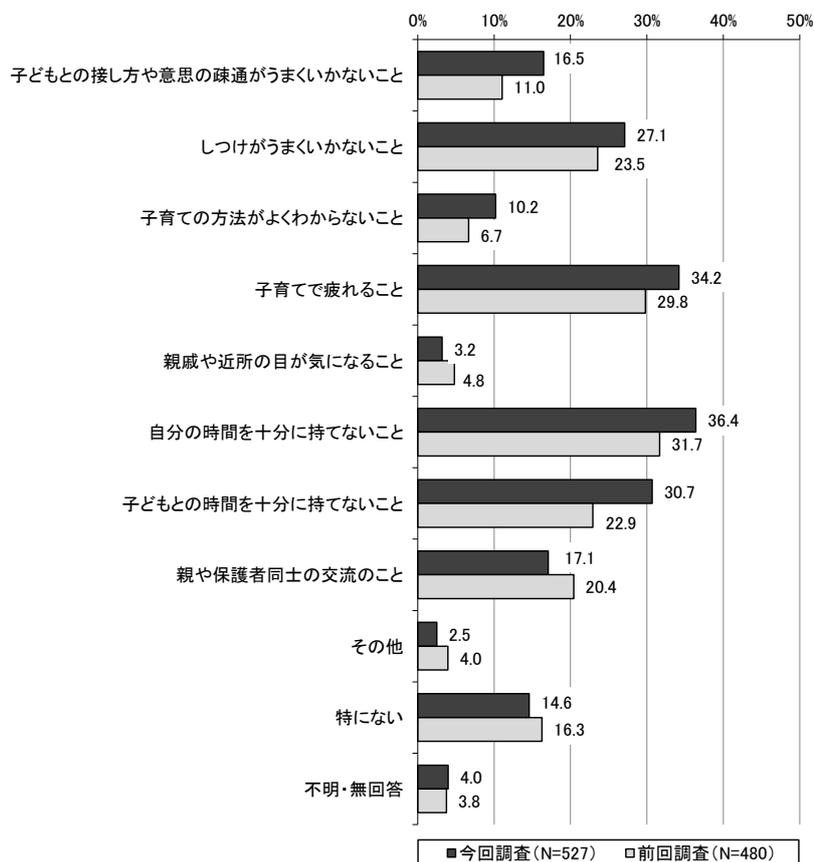
子育てに関する子どものことへの不安や悩みについては、就学前児童では、「子どもの性格や行動のこと」が 48.2%と最も高く、次いで「事故や犯罪からの子どもの安全」が 39.5%、「子どもの食事や栄養のこと」が 34.5%となっています。小学生では、「勉強や進学のこと」が 50.1%と最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」が 45.3%、「子ども同士の交流のこと」が 40.9%となっています。



### ③ 子育ての不安や悩み（自分のこと）

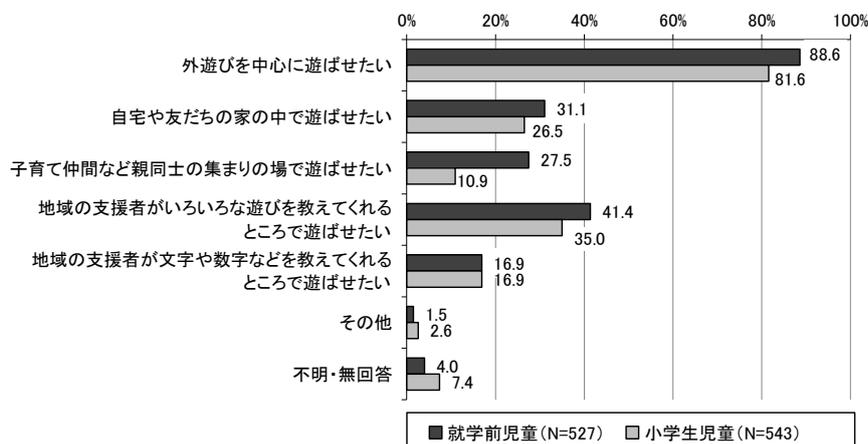
就学前児童の子育てに関する自分のことへの不安や悩みについては、「自分の時間を十分に持てないこと」が最も高く、次いで「子育てで疲れること」、「子どもとの時間を十分に持てないこと」となっています。

前回調査と比較すると、「子どもとの時間を十分に持てないこと」が7.8ポイント高くなっています。



### (5) 地域の中で子どもをどのような場所で遊ばせたいか

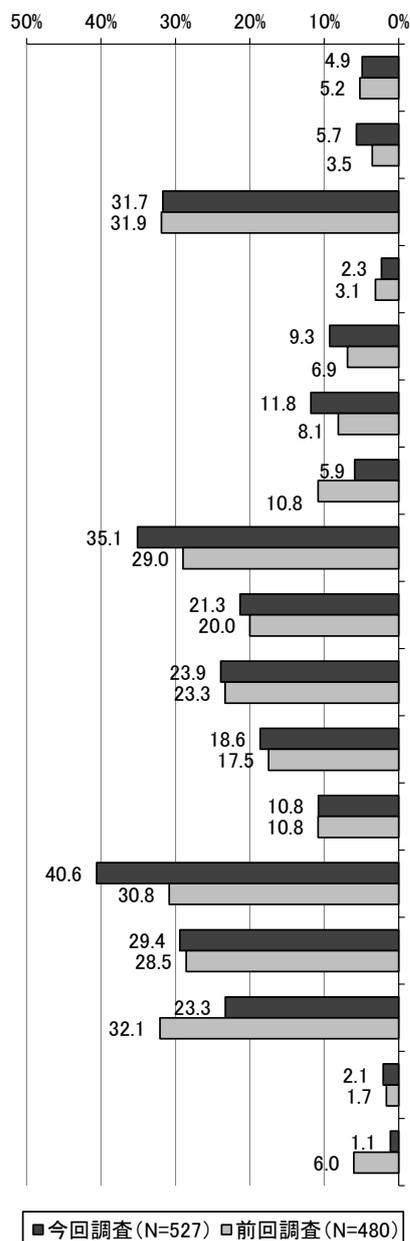
お子さんを遊ばせたい場所については、就学前児童、小学生ともに「外遊びを中心に遊ばせたい」が最も高く、次いで「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」となっています。



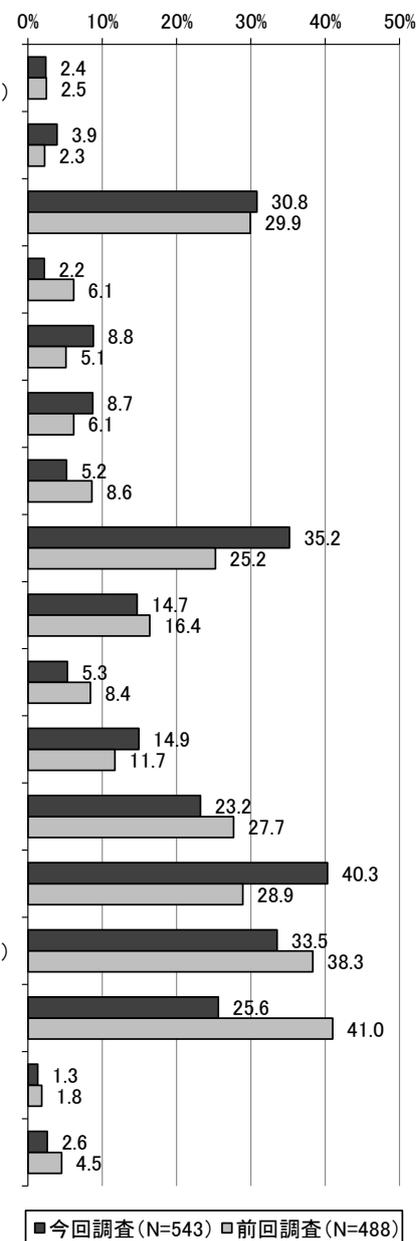
## (6) 子育てしやすいまちとなるために重要だと思うこと

子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことでは、就学前児童、小学生ともに「遊び場（公園や施設）の充実」「仕事と子育てが両立できる職場環境」が上位にあがっています。

### ■就学前児童



### ■小学生



## 4 課題のまとめ

### (1) 子育ての支援充実と支援を要する家庭への支援について

- 保護者等の就労状況の変化などにより、本市においても、保護者の就労率の向上等により平日の定期的な教育・保育の利用希望や、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望が高まっています。
- 保育事業については、人材不足のために計画通りの整備が困難であったサービスもあり、保育人材の確保は、多様な保育サービスの充実を阻害する課題となっています。
- アンケート調査では、就学前児童の子育てに関する自分のことへの不安や悩みについて、「自分の時間を十分に持てないこと」が最も高く、次いで「子育てで疲れること」、「子どもとの時間を十分に持てないこと」となっており、保護者自身も子育てと仕事等とのバランスについて悩みを持っている様子が見えます。
- 国の調査では、6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっており、本市においても、その実態等について把握し、対策を推進することが必要とされています。

教育・保育の利用にあたっては、子どもの最善の利益を確保するという視点に立ち、親の就労状況等にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できる体制を整備することが重要です。

また、貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援を求める子どもへの対応も求められています。複雑多様化する課題に対応できる支援体制を整備することが求められます。

### (2) 安心・安全について

- 本市では、交通安全対策として、防犯パトロール隊による通学時の見守り等を行っていますが、人口減少や高齢化の影響から、担い手の確保が課題となっている地域があります。
- 子どもに対する交通安全意識の向上として、市内の保育所・幼稚園、学校等において交通安全教室を実施しています。
- アンケート調査では、子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについて、就学前、小学生ともに「子どもの安全の確保（事故や犯罪など）」が3割前後となっており、比較的高い項目となっています。
- 児童虐待だと感じるものについては、「子どものいる所で配偶者や他の家族に暴力を振るう」が8割以上と高い一方で、「しつけのために手を上げる」「罰として、家の外に出す」を選択した方は半数程度に留まり、虐待への認識についても差があることが分かります。

全国における通学路の事故を踏まえ、安全な道路交通環境の整備とともに、引き続き交通安全規範・行動の市民への啓発や子どもに対する教育・学習活動の充実が必要です。

虐待については、子育ての不安感が高い人ほど、虐待への意識が低い傾向にあり、子育て不安の解消を促進することが、虐待のリスクを軽減させることにつながると考えられます。

### （３）妊娠期からの切れ目の無い支援について

- 本市では、平成 29 年に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健コーディネーター（助産師・保健師）と子育て支援コーディネーター（保育士）の専門員が相談支援等を行い、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援に取り組んでいます。
- 「乳児家庭全戸訪問事業」は、97%前後と高い訪問率となっています。特に自ら出向くことが困難な保護者に対しては、こうした訪問型（アウトリーチ型）の事業を通して、育児に不安を感じる保護者の早期発見につなげていくことが必要です。
- アンケート調査では、子どものことに関する不安や悩みについて、就学前児童では「子どもの性格や行動のこと」が最も高く、「子どもの食事や栄養のこと」も上位となっており、子どもの発育や食事等の健康、栄養に関する悩みがうかがえます。

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査時等の機会を活用し、支援が必要な保護者または子どもを早期に発見し、保護者や子どもの状況に応じた支援を行うことが重要です。また、子どもに対して継続的に支援を実施するため、関係する機関等との連携を強化し、適切に対応することが必要です。

### （４）保幼小の連携について

- 第 2 期計画では、各市町村では、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う「幼児教育アドバイザー」の配置・確保することとされており、幼児教育・保育の質の向上、保育人材の育成・確保への効果が期待されています。
- アンケート調査では、子育てについての悩みについて、小学生児童で「勉強や進学に関すること」が最も高くなっています。
- 新しい環境での学習や生活へ適応できず、集団行動ができない、授業中座ってられないなどという状態が継続する小 1 プロブレムといわれる問題があります。子どもたちが新しい環境にスムーズに適応できるよう、保育所・幼稚園・小学校の連携の強化が必要です。

教育・保育の利用にあたっては、子どもの最善の利益を確保するという視点に立ち、すべての子どもに質の高い幼児期の教育・保育を提供できる体制を整備することが重要です。

また、保育所・幼稚園・小学校がそれぞれの教育・保育実践の課題の共有や今後のあり方の検討等を行い、保・幼・小の連携強化や保育士・教職員の資質の維持・向上につなげるとともに、家庭、学校、地域が一層連携することが重要です。

## **(5) 子どもの遊び場の充実について**

- 地域の中で子どもをどのような場所で遊ばせたいかについて、アンケート調査結果からは、「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」という回答が第2位となっており、教育・保育の現場や家庭以外の場所でも、地域の人が見守る中での「居場所」を求める人が多くなっています。
- アンケート調査結果からは、子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについて、「遊び場（公園や施設）の充実」が高くなっています。子どもの育ちの観点からも、子どもが主体性を持って遊ぶことができ、家庭や地域の子育て力を発揮することのできるような遊び場の充実は重要となっています。

地域の様々な子育て支援者、団体等が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、地域の子育て力を育て、それぞれの役割を果たしながら、地域ぐるみで子育て支援を進めることが重要です。また、子育て家庭が本市で子育てを行うことへ喜びを感じ、子育てにおいて第一義的責任を担う「家庭」での教育力・子育て力を育て、楽しく子育てができる米原市を目指した取り組みが必要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

（現行計画の基本理念）

### 夢育み 笑顔あふれる米原市 ～子どもとともに光るまち～

## 2 基本目標

### 基本目標1 子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち

子育てについての第一義的責任がある保護者・家庭が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子育てのストレスや子育て不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。

また、ひとり親家庭、障害のある子どもの家庭、外国にルーツを持つ子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、子育て家庭の自立に向けた子育て支援を充実させます。

### 基本目標2 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

子どもや妊婦・子育て家庭が安心・安全に生活できるまちづくりに向け、公共施設に置ける配慮、交通安全や犯罪防止対策のための見守りやパトロール体制を強化します。

また、児童虐待については、子育てに対する不安や負担を感じ、誰にも相談できずに抱え込んでしまうことから児童虐待を起こしてしまう、生活環境等におけるさまざまな福祉的な課題から児童虐待につながってしまうなど、児童虐待のケースも複雑化・多様化する中、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化や相談窓口の専門性の向上等により、虐待ハイリスク家庭の把握や未然防止に努めます。

### **基本目標3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち**

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことができるよう、妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、きめ細かな母子保健サービスの提供を行います。

全ての子どもの健やかな成長には、乳幼児期の子どもの愛着形成・基本的な生活習慣の確立が最も重要であり、子どもの成長段階に応じた、育児に関する情報提供や相談体制の充実を進めます。

### **基本目標4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち**

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校と家庭や地域社会との連携を進め、子どもがのびのびと育つ地域・家庭教育環境づくりを推進するとともに、地域における交流活動、文化芸術活動等、豊かな心と感性を醸成する施策も推進します。生まれた子どもが大人になっていく過程において切れ目のない支援を行い、豊かな心と感性を身に付けた次世代の親につなげていきます。

また、大人に至る人間形成においては、子どもの発達特性を生かして、発達段階に応じた支援を行い、生きる力を育む教育が必要です。

子どもの基礎体力や基礎学力の向上のため、日常的な生活習慣の体得や感性を育てる幼児教育、ボランティア活動や体験学習を通して生活力を育てる学校教育の充実を図ります。そのために、教育関係施設の充実、いじめ・不登校などの問題に対する各種相談体制の充実など、教育環境の整備を進めます。

### **基本目標5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち**

子どもは親子のつながりで生まれ、お年寄りから子どもまで異世代間での交流などを通して、人と人とのつながりの中で身に付けていくべき協力・協調、思いやりなどの人間らしさが培われるように、家庭以外にも子どもたちの居場所を確保していくことが望まれています。

そのため、子どもの多様な体験・交流活動を充実させ、子どもが心身ともにたくましく健やかに育てる遊び場の整備・充実に取り組みます。子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備を推進し、様々な機会を通して啓発に努めるとともに、学校、地域、家庭が協力し、異年齢の子どもや大人と出会い、人間関係を築き、様々な感動を体験できる機会を提供していきます。

### 3 重点施策（案）

以下の内容は素案以降の審議事項としてお示しします。

#### 重点施策 1

**重点事業** 【今後、庁内ヒアリングを通して、事業を精査・検討します。】

#### 重点施策 2

**重点事業** 【今後、庁内ヒアリングを通して、事業を精査・検討します。】

#### 重点施策 3

**重点事業** 【今後、庁内ヒアリングを通して、事業を精査・検討します。】

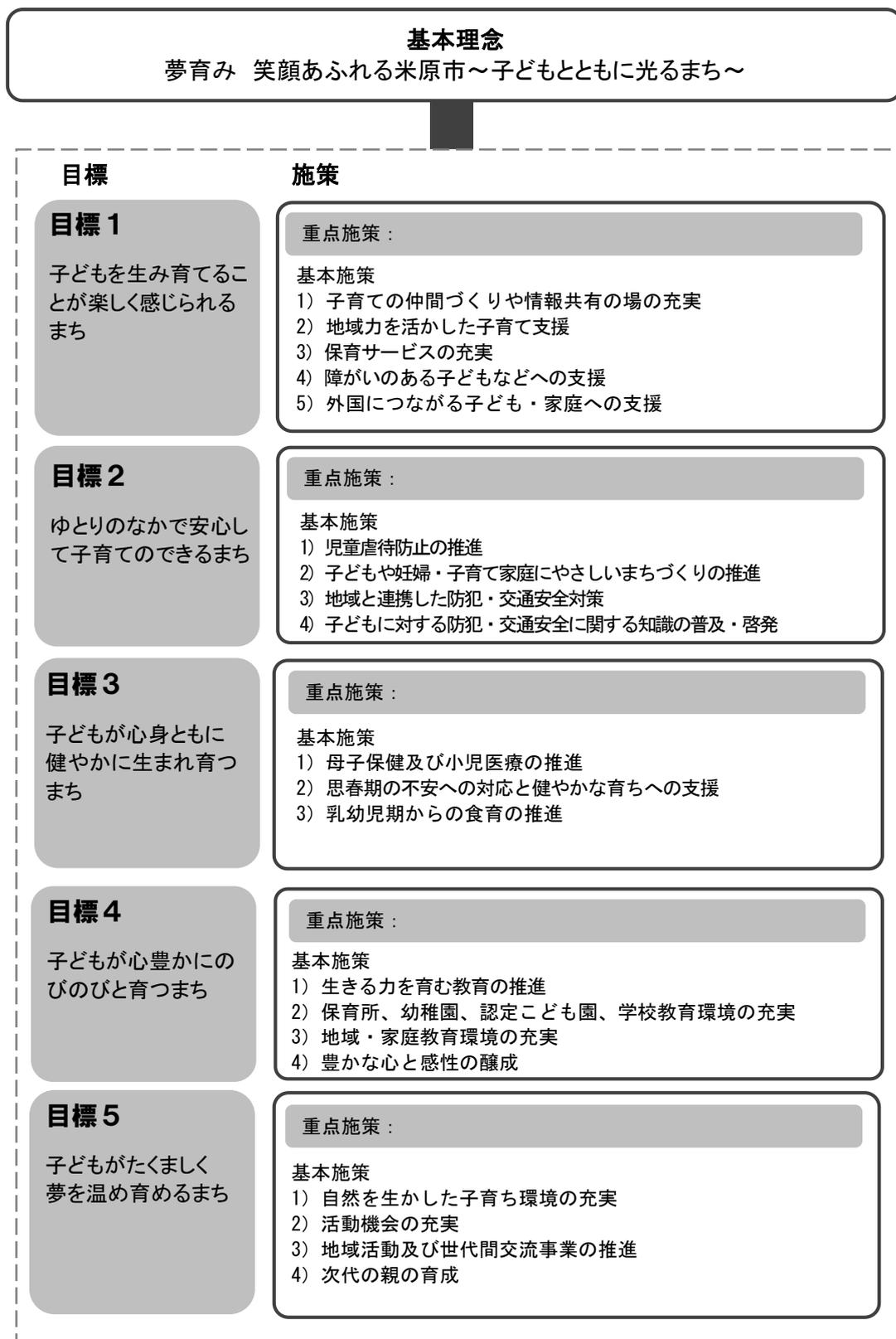
#### 重点施策 4

**重点事業** 【今後、庁内ヒアリングを通して、以下の事業を精査・検討します。】

#### 重点施策 5

**重点事業** 【今後、庁内ヒアリングを通して、事業を精査・検討します。】

### 3 施策の体系（案）



## 第4章 総合的な施策の展開

以下の内容は素案以降の審議事項としてお示しします。

- 1 子どもを生き育てることが楽しく感じられるまち
- 2 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち
- 3 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つまち
- 4 子どもが心豊かにのびのびと育つまち
- 5 子どもがたくましく夢を温め育めるまち

## 第5章 量の見込みと提供体制

- 1 教育・保育提供区域
- 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の点検・評価
- 2 子ども・子育て審議会
- 3 関係機関との連携

## 資料編